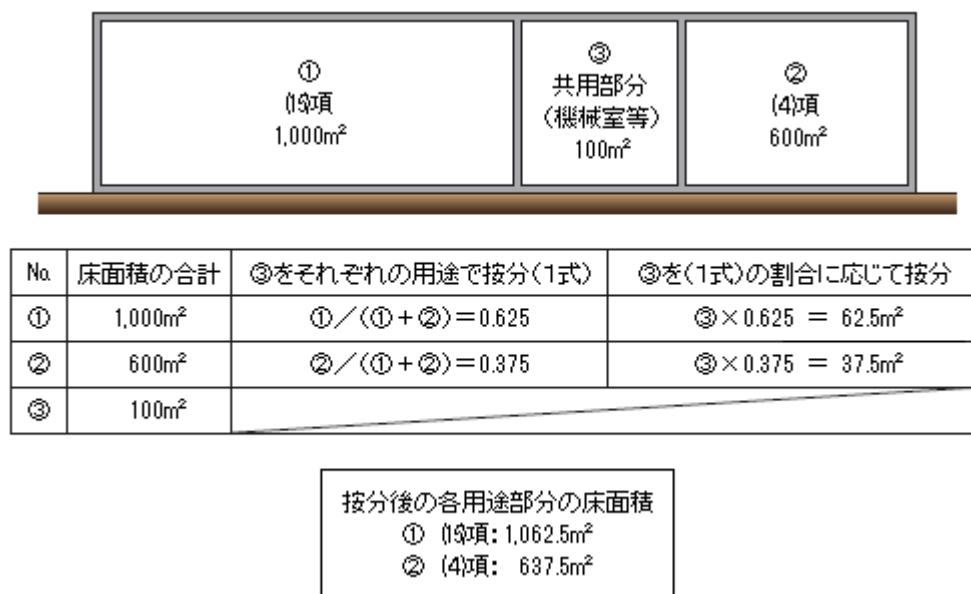


第3 政令第9条の取扱い

1 用途の按分

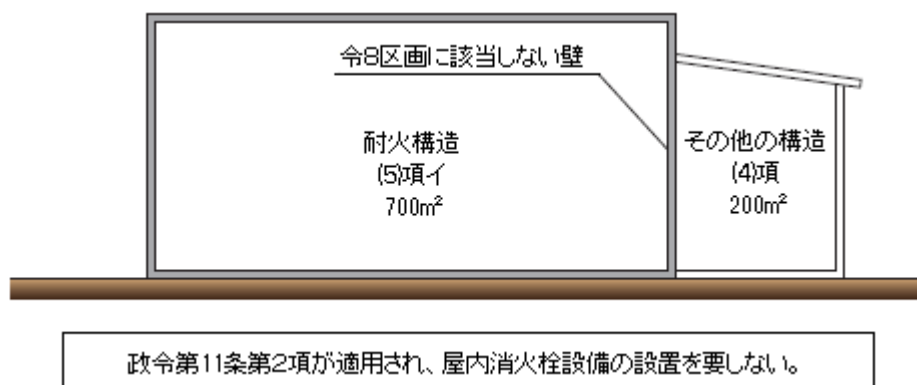
用途の按分は、**第3－1図**の例によること。



第3－1図

2 建築構造が異なる場合の取扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、政令第9条の規定により用途ごとに取り扱うこと。**(第3－2図参照)**



第3－2図

3 共用される部分がある場合の取扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。**(第3－3図参照)**

なお、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対

象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、政令 9 条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。



共用される部分(駐車場、機械室)が、各用途に従属されるとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按 分 計 算		従属する床面積
(4)項	4,000㎡	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500㎡
(5)項イ	8,000㎡	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000㎡
(5)項	4,000㎡	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500㎡

地階部分に、政令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

第 3 - 3 図

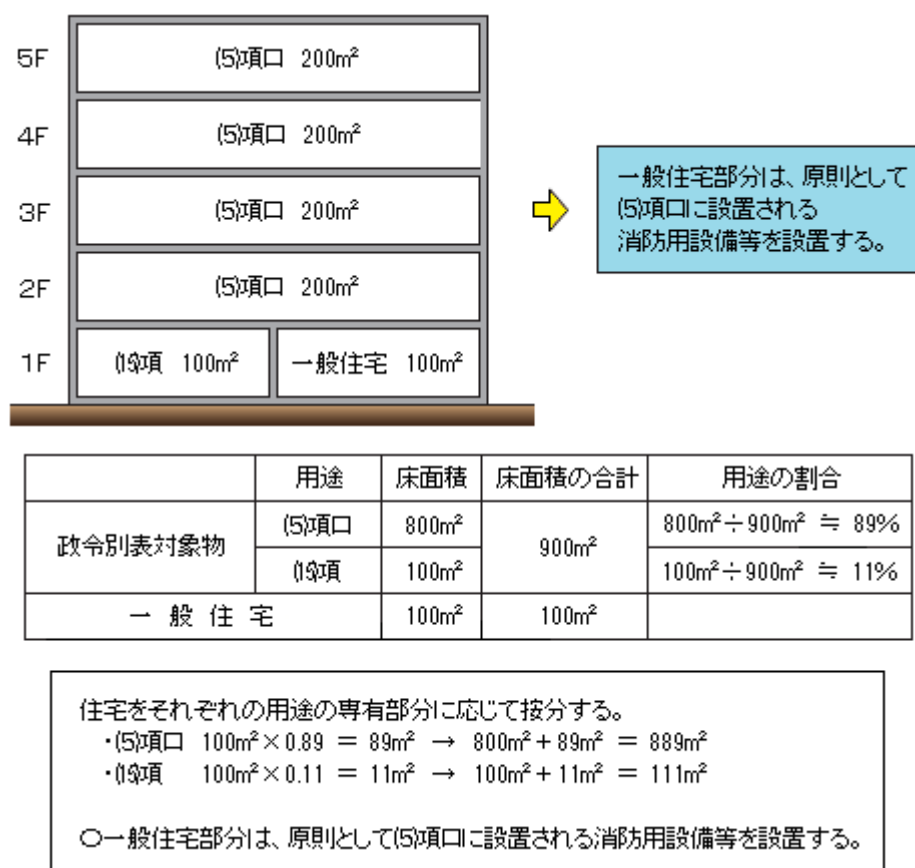
4 非常電源の取扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が 1,000 ㎡未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。ただし、政令第 9 条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

5 一般住宅の取扱い

第3章 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い 8により、一般住宅の用途に供される2以上の政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の用途に供される部分の床面積に応じて按分した場合は、床面積の大なる政令別表対象物に設置される消防用設備等を設置すること。（第3－4図参照）

ただし、政令第9条の規定の適用のないもの又は当該政令別表対象物の用途、位置、構造若しくは設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるものは、これによらないことができる。



第3－4図